

令和8年度 小美玉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

小美玉市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等を図ることが重要です。

このため、小美玉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組の充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

2 位置付け

アクションプログラムは、小美玉市耐震改修促進計画「第5章 1－(7)住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき策定します。

4 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、年度ごとに取組内容の検証、見直しを行います。アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況については公表します。

3 取組内容・目標・実績

	令和7年度取組内容	令和8年度目標
計 画	<p>【財政的支援】</p> <p>1 木造住宅に「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣し、一般耐震診断を実施します。</p> <p>2 木造住宅の耐震改修費（耐震設計を含む）に対する一部補助を実施します。</p> <p>【普及啓発等】</p> <p>1 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象住宅所有者に向けた啓発用のチラシを配布します。 <p>2 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断結果報告時に耐震改修を促します。 耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 <p>3 改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県で実施する茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会を市HPや窓口等で周知を行う。 県で作成する茨城県木造住宅耐震診断士の名簿を市HPや窓口で周知を行う。 <p>4 市民への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌、ホームページ等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ブース展示及びチラシの配布による啓発活動を行います。 	<p>木造住宅耐震診断士派遣事業 3戸</p> <p>木造住宅耐震化支援事業（総合支援） 1戸</p> <p>木造住宅耐震化支援事業（除却） 1戸</p> <p>前年度までの実績</p> <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断士派遣 1戸 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌への掲載（1回） チラシ配布（R7 25,041件） 耐震診断後未改修の住宅所有者への告知 6件 ブース展示（1回） <p>※R7年度からの累計 ※耐震診断実施開始年度：平成21年度 ※耐震改修実施開始年度：平成31年度</p>
	自己評価	<p>前年度の実績</p> <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断士派遣 1戸 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌への掲載（4月） 啓発用チラシ配布（固定資産税納税通知書同封 4月） 耐震診断後未改修の住宅所有者への告知 6件 ブース展示（3月 確定申告会場 待合スペースにて実施）